平成２３年（フ）第１１６２４号
東京都墨田区八広４丁目49―７―202
債務者　武藤　光一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高江　　満
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６９２号
東京都荒川区荒川４丁目47―８　藤森方
債務者　三月　貞喜
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　健一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６９３号
東京都荒川区荒川４丁目47―８　藤森方
債務者　三月　澄江
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　健一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３号
横浜市港北区新羽町938番地　シエスタ大倉山403
債務者　谷川　利恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４０８号
東京都練馬区西大泉４丁目３―43　安美荘Ａ―１
債務者　藤井　純一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　忠司
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４３７号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目37―10―303
債務者　中澤　浩澄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　丈介
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２４４号
札幌市白石区東札幌５条３丁目２番35―1207号
債務者　齊藤　光枝
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７１号
北海道江別市緑町東４丁目９番地の３
債務者　須藤　　哲
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１９号
札幌市厚別区もみじ台東２丁目７番８号
債務者　江花　正志
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５８号
札幌市白石区栄通13丁目２番18号　コーポくにたち１号
債務者　柳沼　正直
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５９号
札幌市白石区川下３条５丁目２番５―306号
債務者　薄田　美幸
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７３号
札幌市中央区宮ヶ丘３丁目３番８号　神宮ハイツ201号
債務者　寺田　嘉伸
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００４号
札幌市北区新琴似８条１丁目３番５―516号
債務者　我妻　篤子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００８号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番４―38号
債務者　永田奈津子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
岩手県北上市鬼柳町荒高３番地１
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２１５号
群馬県高崎市江木町1294番地
債務者　吉田　英雄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部